

地震と風水害の避難について

地震・津波発生時の「避難行動判定フロー」

平時

自分の家が浸水想定区域に位置するか「ゲートマップ」で確認と準備

- ◇わが家の安全確認
- ◇非常持ち出し品の準備・確認
- ◇避難先を決めておく
- ◇家族との連絡方法の共有・確認

地震が起きたら

シェイクアウト行動
家族の安否確認

津波警報・大津波警報
が発表されたら

非常持出袋の持ち出し
ブレーカーを落とす

その時！

津波災害警戒区域の場合

要配慮者

健常者

ただちに避難！津波災害警戒区域外へ

指定緊急避難場所
津波一時待避所

※2

指定避難所

安全な親戚や
知人の家、ホテル

津波災害警戒
区域外の場合

近隣住民への
声掛け・救出救護活動 ※1

自主防災会での
安否確認

自宅

- ※1 津波災害警戒区域の場合、津波到達時間の考慮が必要
 - ※2 要配慮者については、救助車両等で指定避難所まで送ることを想定
- 注) 昼間発災の場合は、保育園・幼稚園、小中学校・高校については、各施設の判断によるが、校舎の上層階への避難を想定

「避難」とは「難」を避けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

台風・豪雨発生時の「避難行動判定フロー」

平時

- 自分の家が浸水想定区域に位置するかハザードマップで確認
 ◇わが家の安全確認 ◇非常持ち出し品の準備・確認
 ◇避難先を決めておく ◇家族との連絡方法の共有・確認

警戒レベル	気象情報(気象庁)	避難情報(市)	避難行動
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険 直ちに安全確保!
避難完了			
4	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報	避難指示	危険な場所から全員避難
3	大雨警報(土砂災害)(浸水害) 洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	高齢者や避難に時間がかかる人は避難を開始
2	大雨・洪水・高潮注意報等 氾濫注意情報		ハザードマップ等で避難行動を確認
1	早期注意情報		テレビ等で雨や川に関する情報を集める

避難情報発令

非常持出袋の持ち出し

その時!

浸水想定区域の場合
土砂災害(特別)警戒区域の場合

ただちに避難! 浸水想定区域外へ
土砂災害(特別)警戒区域外へ

要配慮者

健全者

レベル3で
避難行動開始

レベル4まで
に避難完了

指定緊急避難場所

指定避難所

安全な親戚や
知人の家、ホテル

自宅

浸水想定区域外の場合
土砂災害(特別)警戒
区域外の場合

周りと比べて低い土地や
崖のそばにお住まいの方は、
避難情報を参考に必要に応じて避難

「避難」とは「難」を避けることです
安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません

●用語の定義

指定緊急避難場所	災害の危険から命を守るために 緊急的に避難する場所 。
津波一時待避所	津波発生時に、万が一逃げ遅れたり、身体が不自由等の理由 で遠くまで逃げるのが困難な方が、 緊急的に避難 して津波から身を守る ことのできる施設 。 (健全者については、津波災害警戒区域外への避難を原則とする。)
指定避難所	災害により 自宅へ戻れなくなった人たちが一時的に滞在する施設 。 また、被災した人が次の住まいを確保するまでの間、生活する施設。

●指定避難所

災害種別	指定避難所
地震のみ（津波なし）の場合	吉田小学校
津波警報もしくは大津波警報発表時 (浸水想定区域の施設が使用できなくなった場合)	津平保育園
洪水	吉田小学校※2・吉良保健センター※1・幡豆小学校
高潮	吉田小学校・吉良保健センター
土砂災害	

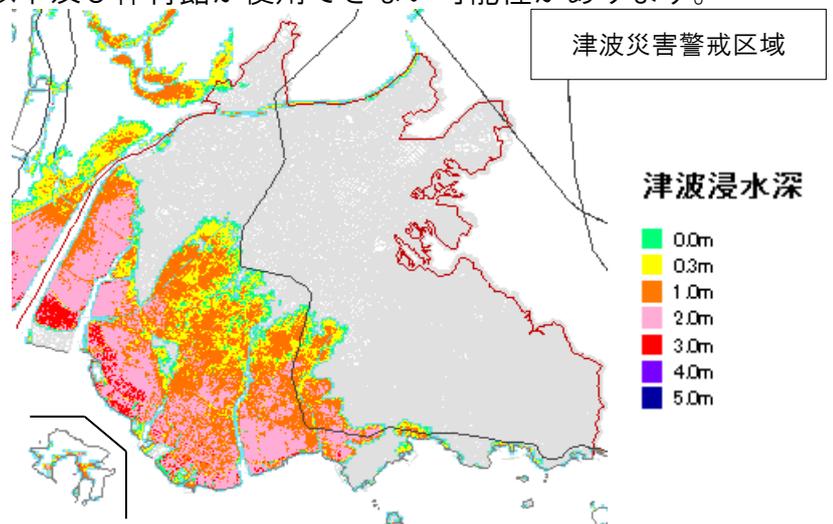
※1 大規模水害時には施設（校舎）1階及び体育館が使用できない可能性があります。

※2 大規模水害時には施設（校舎）2階以下及び体育館が使用できない可能性があります。

●津波避難の考え方

津波発生時には、直ちに避難行動を開始してください。

平成26年に愛知県から示された津波の被害想定では、本市は右図のように地域の約3分の1が浸水すると示されたことにより、下の条件のもと避難ルートを検討しました。



1.津波災害警戒区域外への避難を原則とすること

○ (上図の着色されていない地域へ避難)

2.津波災害警戒区域における6つの河川等にかかる橋は渡らないこと

矢作川・矢作古川・北浜川・矢崎川・平坂入江・一色排水路の橋

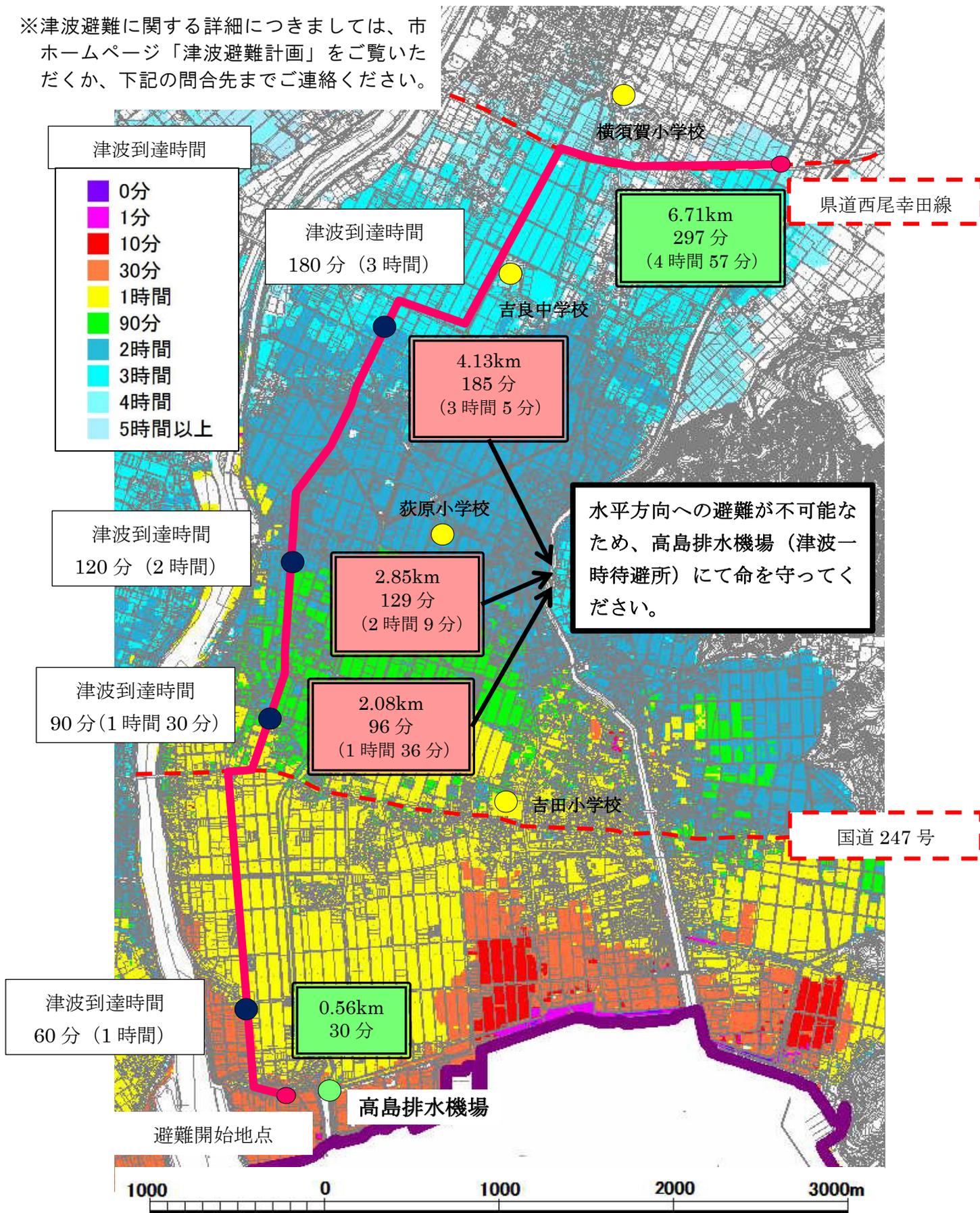
※津波避難には時間的制約があることから、万が一、橋梁が被害を受けており、渡れなかった場合には、津波に追いつかれ、命を落とす可能性があるため

○
避
難
の
条
件
○

津波到達時間と緊急避難ルートを検証

吉田第5区町内会

※津波避難に関する詳細につきましては、市ホームページ「津波避難計画」をご覧ください。だくか、下記の間合先までご連絡ください。



注1) 各町内会において最長となる経路

注2) 図面については「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査（過去地震最大モデル）」から引用

【間合先】 西尾市 危機管理局 危機管理課 防災担当 65-2137 (直通)